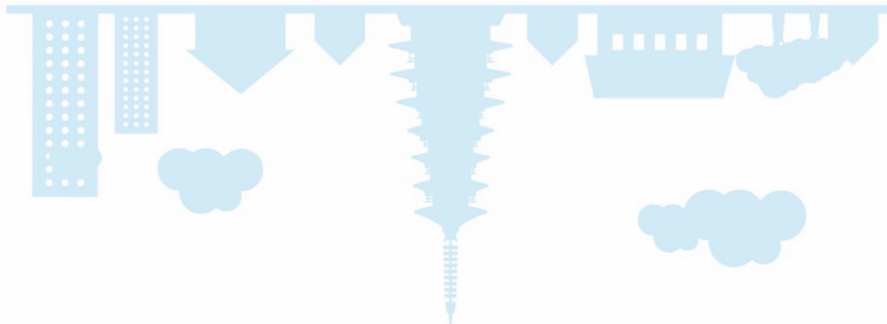




大阪府八尾市

# 史跡由義寺跡 保存活用計画

概要版



- 1 史跡由義寺跡の価値と計画の目的（計画書 第1～3章）
- 2 保存活用計画の基本的な考え方（計画書 第4～5章）
- 3 保存管理の進め方（計画書 第6章）
- 4 活用の進め方（計画書 第7章）
- 5 整備の進め方（計画書 第8章）
- 6 保存活用計画の推進に向けて（計画書 第9章～第11章）
- 7 史跡由義寺の将来に向けた目標（計画書 第12章）

令和3年(2021)3月  
八尾市教育委員会

# 1 史跡由義寺跡の価値と計画の目的

## 沿革・価値

八尾市の都塚や東弓削周辺は、奈良時代後半に称徳天皇と道鏡が、造営を進めた由義寺や由義宮を中心とする西京があった地と考えられてきました。

平成 29 年（2017）2 月に、東部大阪都市計画事業・曙川南土地区画整理事業に伴う発掘調査で、奈良時代の大量の瓦と塔を建てるための正方形の基壇状の遺構が発見され、由義寺の存在が明らかになりました。

奈良時代における政治・社会情勢を反映し、称徳天皇と道鏡による政策を知る上で重要な寺院と評価され、平成 30 年（2018）2 月 13 日に国の史跡になりました。

（指定面積 10,485.93 ㎡）

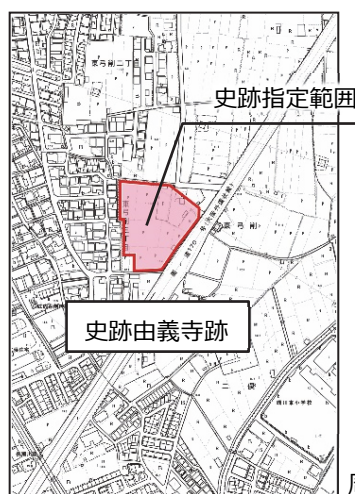
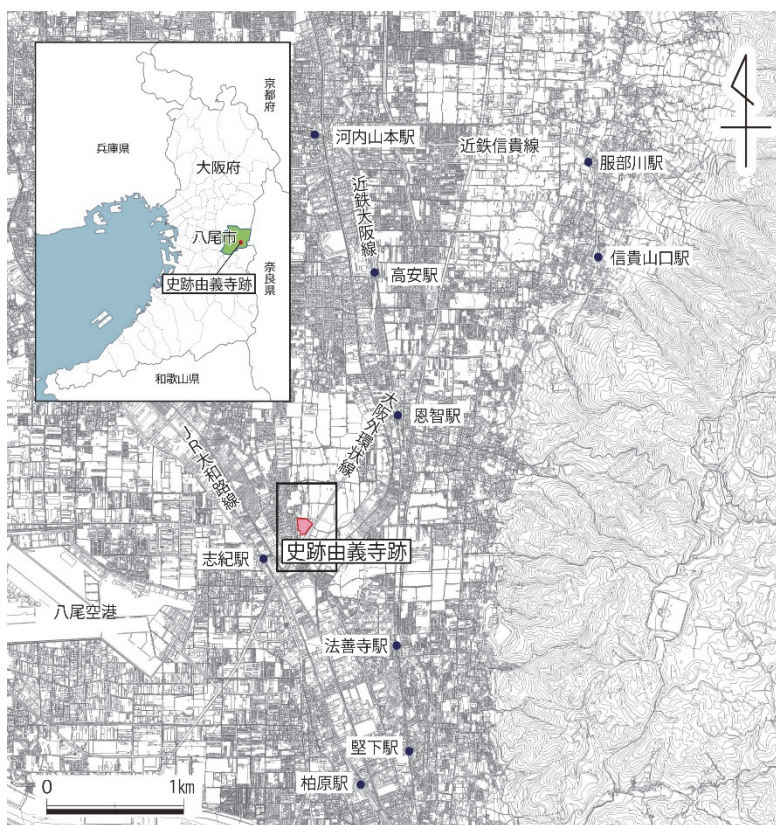


発見された由義寺の塔基壇



由義寺の七重塔のイメージ画（早川和子氏）

## 史跡の位置



周辺拡大図

史跡由義寺跡は、八尾市域南東部の東弓削 3 丁目地内に位置します。

国道 170 号（大阪外環状線）と隣接し、JR 関西本線（大和路線）志紀駅から東へ約 400m、近鉄大阪線恩智駅から南西へ約 1 km にあり、交通の利便性ある場所です。





## 計画の目的

史跡由義寺跡を将来にわたって良好な状態で保存するため、適切な管理を行う「保存管理」や、八尾市の貴重な歴史資産としての「活用」、そして史跡の価値を伝えるための「整備」の基本方針を定めます。

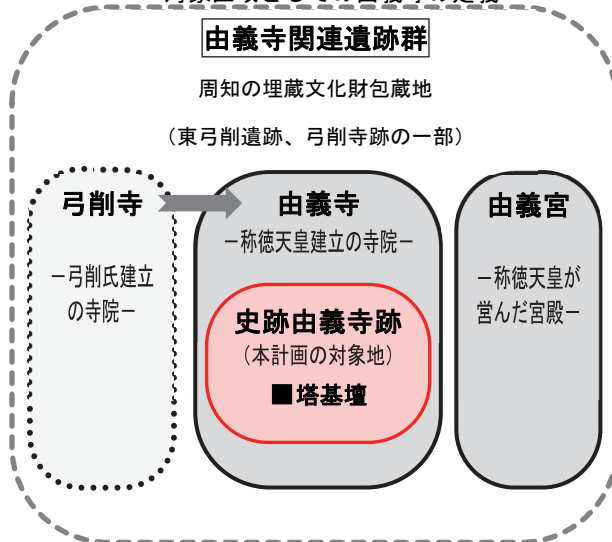
## 計画の位置づけ

八尾市が目指す将来都市像の実現に向けた『八尾市総合計画』と『八尾市教育振興計画』を基本として、今後新たに策定される計画も視野にいれ、史跡由義寺跡の保存活用を位置づけます。

## 由義寺の定義と対象区域

計画の対象とする区域は「史跡由義寺跡」ですが、周辺に広がっていると考えられる由義寺、さらに由義宮を含めた「由義寺関連遺跡群」を将来保存すべき範囲として検討します。

### 対象区域としての由義寺の定義



史跡由義寺跡＝国史跡の指定範囲（狭義の由義寺）

由義寺＝古代寺院の由義寺として未確認の寺域全体の範囲（広義の由義寺）

弓削寺＝弓削氏建立とされ、由義寺に改称・発展する寺院

由義寺関連遺跡群＝由義寺を中心として由義宮を含む遺跡を総称

## 由義寺跡の出土品



複弁八弁蓮華文軒丸瓦（興福寺式）



均整唐草文軒平瓦（興福寺式）



均整唐草文軒平瓦（東大寺式）



単弁十二弁軒丸瓦（西大寺系）



均整唐草文軒平瓦（四天王寺と同範）



佐波理鏡



銭貨



## 2 保存活用計画の基本的な考え方

### 史跡由義寺跡の保存活用大綱

日本の歴史上、重要な奈良時代の遺跡として位置づけられる称徳天皇、道鏡ゆかりの史跡由義寺跡の本質的価値を守り伝えるとともに、広く全国に発信します。

そのために史跡由義寺跡の保存管理を適切に行うとともに、継続的な活用や整備を計画的に進めます。由義寺、由義宮そして西京の発見へと視点を広げ、八尾市の貴重な歴史資産として現在から未来へと継承していきます。

#### 史跡由義寺跡の本質的価値

- ①称徳天皇・道鏡ゆかりの寺院
- ②官営寺院にふさわしい遺跡（遺構・遺物）
- ③西京の全体像を考える起点となる遺跡

### 保存管理のための基本的な考え方

#### 保存管理の課題

- ①適切な遺構の保存管理
- ②適切な出土遺物の収蔵管理
- ③由義寺の寺域及び由義寺関連遺跡群の全体像を解明する調査研究

#### 基本方針Ⅰ

史跡由義寺跡の本質的価値とその構成要素を把握し、文化財保護法に基づき、保存管理の方法を定めます。

#### 基本方針Ⅱ

由義寺及び由義寺関連遺跡群の調査研究を進め、その成果をふまえて、保存に向けた追加指定を検討します。

### 活用のための基本的な考え方

#### 活用の課題

- ①史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用の継続
- ②歴史資産としての活用の推進
- ③地域の魅力を創出する空間としての活用の検討

#### 基本方針Ⅰ

由義寺が有する歴史的な価値等を普及啓発し、調査研究成果を市民とともに共有します。

#### 基本方針Ⅱ

八尾市の歴史資産としての活用できるよう、学校教育・社会教育・地域など対象ごとの活用方法を検討します。

#### 基本方針Ⅲ

地域での活発な利用を視野に入れた魅力ある空間としてのあり方を検討します。

### 整備のための基本的な考え方

#### 保存のための整備の課題

地下の遺構・遺物の適切な保存

#### 活用のための整備の課題

- ①本質的価値を伝える整備
- ②歴史資産の活用拠点としての整備
- ③地域の魅力ある空間の創出のための整備

#### 基本方針Ⅰ

地下の遺構・遺物を保存しつつ、史跡由義寺跡の本質的価値を分かりやすく伝えるための整備方法を検討します。

#### 基本方針Ⅱ

八尾市の歴史資産として活用できるような整備を検討します。

#### 基本方針Ⅲ

地域の憩いの場となるような整備を検討します。



### 3 保存管理の進め方

#### 保存管理の方法

史跡由義寺跡を構成する要素を「(1)本質的価値を構成する要素」と、本質的価値を構成する要素以外の諸要素として「(2)保存活用するために必要な要素」と「(3)その他の要素」に分け、適切に保存管理します。

#### 史跡を構成する要素の保存管理

| 構成要素の分類            |                                | 保存管理の方法                                                                                                                                        |
|--------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)本質的価値を構成する要素    | 由義寺に関する地下に存する遺構・遺物（「地下の遺構・遺物」） | ・現状保存が原則です。<br>・現状変更の必要が生じた時は、事前に発掘調査を行い、地下の遺構・遺物の保存に影響のないことを確認します。                                                                            |
|                    | 出土遺物：瓦・土器・金属製品等                | ・適切に保存管理し、公開等の活用、調査研究に備えます。                                                                                                                    |
| 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 | (2) 保存活用するために必要な要素             | ・現状維持を基本としますが、史跡整備等で変更の必要が生じた時は、史跡の保存活用に影響がない場所を検討します。                                                                                         |
|                    | (3) その他の要素                     | ・本質的価値を伝えるものであるため、現状維持とします。<br>・設置場所等の変更について検討します。                                                                                             |
| 水路、その他工作物（電柱等）     |                                | ・既存の施設は、当面の間は現状維持を原則とし、新たな設置は認めません。<br>・既存の補修・改修等は、設置者と協議を行い、史跡指定地外への移設を検討します。<br>・原位置での補修・改修は、既存の掘削範囲内でとどめるなど、史跡の保存管理及び将来の活用・整備に影響がない範囲で認めます。 |

#### 現状変更の取

文化財保護法に基づき、史跡の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国（文化庁長官）に申請し、許可を受ける必要があります。

#### 追加指定

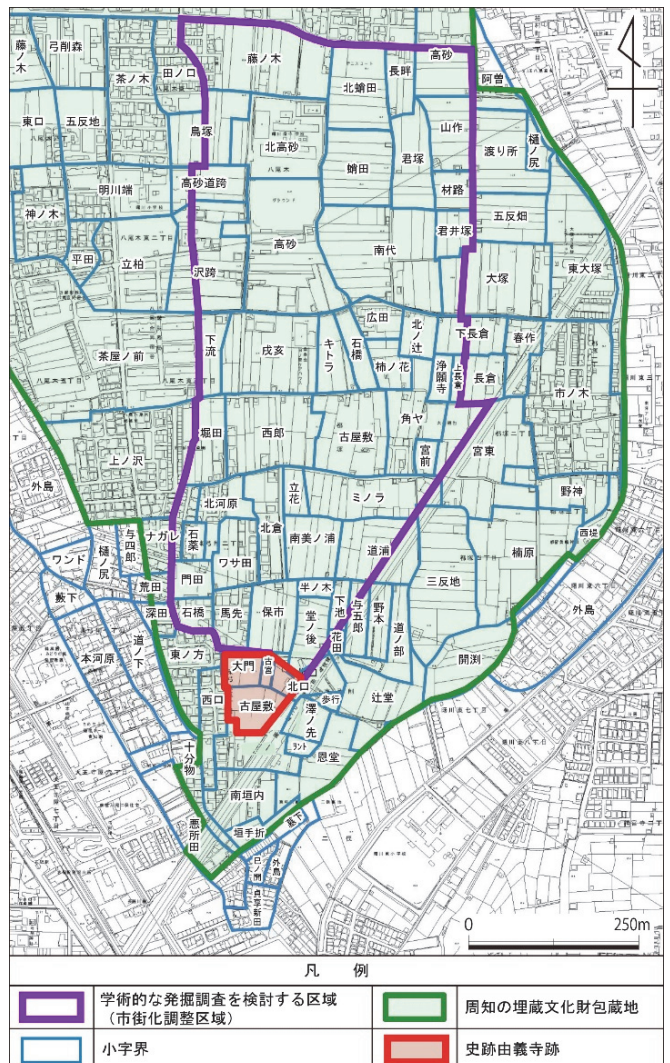
史跡由義寺跡周辺の発掘調査を行い、由義寺に関する新たな遺構を確認し、史跡として保存する範囲を検討します。

#### 【追加指定の進め方】

- ①学術的な発掘調査の実施
- ②開発事業等に伴う発掘調査による状況の把握
- ③由義寺関連遺跡群の調査研究

#### 公有化

追加指定された土地については、保存と活用のため、公有化を進めます。

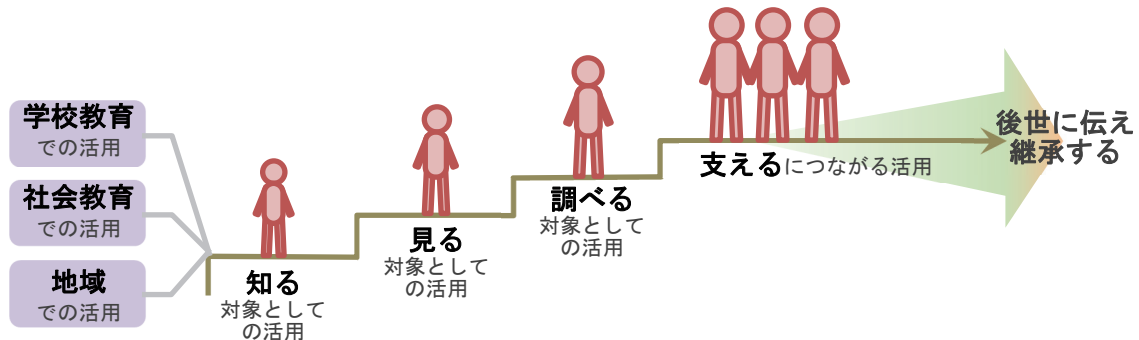


学術的な発掘調査を検討する区域

## 4 活用の進め方

### 活用の方法

学校教育、社会教育、地域など活用する対象ごとに、史跡への関わりを「知る」→「見る」→「調べる」の段階で進め、史跡由義寺跡の本質的価値を伝え、支える人物の育成につなげます。



史跡由義寺跡の段階的な活用方法の例

|          | 知る                            | 見る                  | 調べる                              | 支える                     |
|----------|-------------------------------|---------------------|----------------------------------|-------------------------|
| 学校教育での活用 | 史跡由義寺跡の学校カリキュラムへの位置づけ         | 校外学習の一環で現地見学できるよう整備 | 学校教育に対応した情報の提供                   | クラブ活動等への支援及び連携          |
| 社会教育での活用 | パンフレットやホームページ等による情報発信         | 塔を体感できるような整備        | 史跡由義寺跡に関する資料をインターネット等で提供         | 由義寺に関する調査研究等に参画できる機会の促進 |
| 地域での活用   | 由義宮や由義寺、称徳天皇、道鏡と地域の歴史に関する情報発信 | 広場的な空間としての活用を促進     | 由義宮や由義寺、称徳天皇、道鏡と地域の歴史に関する調査研究の支援 | 史跡由義寺跡の保全活動への参画の促進      |

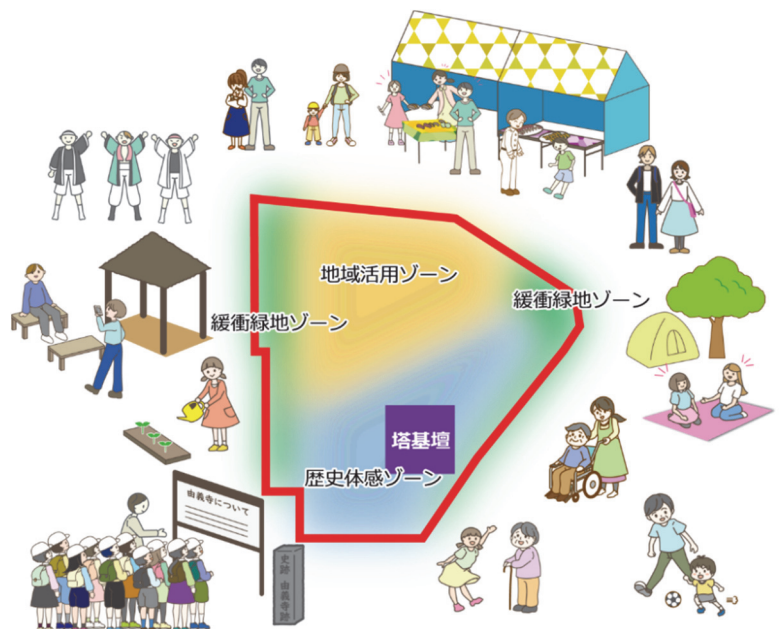
## 5 整備の進め方

### 本質的価値を伝える整備

史跡由義寺跡の本質的価値をわかりやすく理解できるとともに、現地を訪れる人々の活用目的に応じたゾーニングを設定し、整備方法を検討します。

|         |                                                   |
|---------|---------------------------------------------------|
| 歴史体感ゾーン | 史跡由義寺跡の本質的価値を伝えるため、遺構の復元等により、古代寺院の存在を体感できるようにします。 |
| 地域活用ゾーン | 地域の魅力を創出する空間として、日常的な利用やイベント等に活用できるようにします。         |
| 緩衝緑地ゾーン | 周辺との調和や景観向上のため、植栽等を行います。                          |

※発掘調査の成果に基づき、それぞれのゾーンの範囲やゾーン同士の併存等を検討します。





## 塔基壇の整備

発掘調査の成果をもとに、学識経験者や文化庁等の指導をふまえて、塔基壇がどのような姿であったかを分かりやすく伝えるための整備を目指します。また、他の整備事例等を参考にして最適な整備方法を検討します。

### 塔基壇の整備方法の評価

| 各手法評価       | 学術的真正性              | 本質的価値を伝える効果                     | シンボル性                                  | 整備コスト・維持管理                               |
|-------------|---------------------|---------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------|
| 1. 塔基壇の復元   |                     |                                 |                                        |                                          |
| 1-1 立体表示    | △<br>盛土高、基壇外装の検討が必要 | ◎<br>立体のため見学時に規模を体感できる          | ◎<br>大規模な塔であること、本市を代表する歴史資産であることが明示できる | △<br>施工及び維持費用がかかる<br>転落防止等の安全対策が必要       |
| 1-2 平面表示    | ◎<br>基壇平面規模は調査で確認   | △<br>位置や規模は分かるが、基壇の立体性が体感しにくい   | △<br>平面表示のため、塔基壇と認識しにくい                | ◎<br>舗装工事程度でできる<br>広場の空間利用がしやすい          |
| 2. 塔基壇遺構の展示 |                     |                                 |                                        |                                          |
| 2-1 現地での展示  | ◎<br>遺構を見ることが出来る    | △<br>遺構を現地で見る事ができるが、一般の人にわかりにくい | ×<br>残存する基壇の一部が見えるのみで、わかりにくい           | ×<br>地下で見せる施設が必要<br>遺構保存のための湿度管理等の対策等が必要 |
| 2-2 剥ぎ取り展示  | ◎<br>遺構の一部を見ることが出来る | ○<br>基壇の構築方法を実際に見ることが出来る        | —<br>—                                 | △<br>剥ぎ取り土層の経年劣化等が危惧される<br>土層の展示施設が必要    |

## 歴史資産の活用拠点としての整備

### 史跡地内

見学者のための便益施設（四阿・ベンチ）等の整備

### その他

活用拠点としてのガイダンス施設等の整備

## 地域の魅力を創出する空間としての整備

- ・地域住民等が広場的な空間として活用ができる施設の整備
- ・来訪者が快適に利用するための休養・便益施設の整備

# 6 保存活用計画の推進に向けて

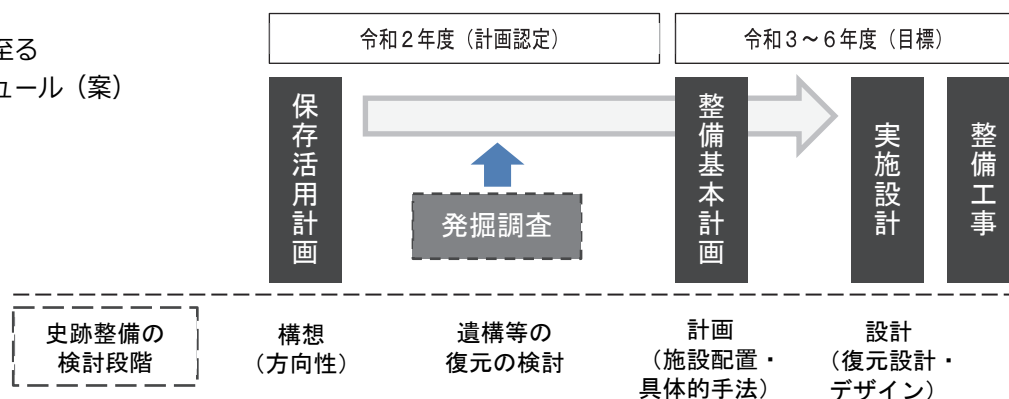
## 保存活用体制

活用の主体者となる市民や地域、教育関係者等と八尾市が連携した管理運営体制を構築します。

## 計画の実施期間

史跡整備の実施から完了までの期間を、文化庁の計画認定から概ね5年間とします。史跡整備の完了から中長期的な展望をもとにさらに5年間を取り組みます。適宜経過観察を行い、10年後をめどに保存活用計画の見直しを図ります。

史跡整備に至る  
事業スケジュール（案）





## 保存活用計画の実施

| 方向性       | 実施内容                                                            | 短期：5年             | 中長期（5年）           | 以降継続 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|------|
|           |                                                                 | 史跡整備実施            | 史跡整備以降            |      |
| 保存<br>管理  | 調査研究の継続的な実施                                                     |                   |                   |      |
|           | 由義寺関連遺跡群の調査研究                                                   |                   |                   |      |
|           | 追加指定                                                            |                   |                   |      |
| 活用・<br>整備 | 本格的な史跡整備の計画等策定及び<br>整備工事の実施                                     |                   |                   |      |
|           | 史跡由義寺跡の活用<br>・本質的価値を伝える活用<br>・歴史資産としての活用<br>・地域の魅力を創出する空間としての活用 | 史跡由義寺跡の<br>関心等の継続 | 史跡由義寺跡の<br>関心等の向上 |      |
|           | 運営体制の円滑な推進                                                      | 体制の検討             | 体制の構築・検証          |      |
|           |                                                                 |                   |                   |      |

計画の実施内容は、経過観察を踏まえ、随時見直しを図ります。

# 7 史跡由義寺跡の将来に向けた目標

## ① 史跡由義寺跡の活用に向けた史跡整備の実施

本計画を基本として、本格的な史跡整備に向け、発掘調査及び最新の研究の成果を活かした具体的かつ親しみやすい整備方法を検討し、速やかな市民への公開に努め、さまざまな世代の活用を図ります。

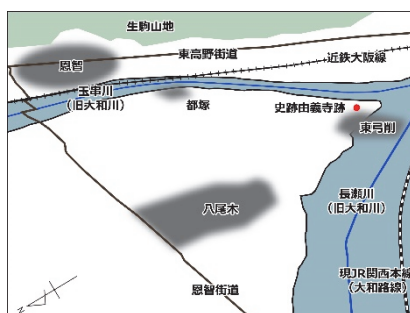
## ② 由義寺関連遺跡群の適切な保存

由義寺関連遺跡群が遺存していると想定される周辺の土地利用の動向に留意しつつ、計画的な調査研究を継続的に行い、追加指定を基本とした恒久的な保存を進め、文化財保護への醸成を図ります。

## ③ 歴史資産のまち‘やお’の推進

八尾市の魅力発信の核となるよう、史跡由義寺跡における取り組みを通じて、市民相互の交流や地域の活性化に寄与するとともに、新たな歴史資産の活用モデルとして、その利活用を広げます。

※計画内容の詳細は、計画書本編をご覧ください。八尾市のホームページでも公開しています。



## 史跡由義寺跡 保存活用計画 概要版

発行日：令和3年（2021）3月

編集・発行：

八尾市教育委員会文化財課

E-mail : bunkazai@city.yao.osaka.jp